

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
1	7	36	(イ) 災害時における地方公共団体に対する <u>普通財産の無償貸付</u>	(イ) 災害時における地方公共団体に対する <u>国有財産の無償貸付及び使用許可</u>	国有財産法との整合性を図った。(行政財産についても準用規定があるため。)	新潟財務事務所総務課
2	8	26	第1部 総則 第1節 計画の目的 第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 キ 新潟地方気象台 <u>(ア)～(キ)全項</u>	キ 新潟地方気象台 <u>(ア) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。</u> <u>(イ) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</u> <u>(ウ) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u> <u>(エ) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u> <u>(オ) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u> <u>(カ) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</u>	事務内容精査の為	新潟地方気象台
3	8	下から4	ア 東日本電信電話株式会社新潟支店	ア 東日本電信電話(株)新潟支店	呼称統一	NTT東日本新潟災害対策室
4	10	37	(8)その他公共的団体 ア～オ	(8)その他公共的団体 ア～オ カ 新潟市社会福祉協議会 <u>災害時におけるボランティアセンターの運営</u>	機関追加	福祉部福祉総務課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
5	14	9	第5節 新潟市の既往の主な災害 1 地震 (2) 新潟地震の概要 (イ) 規模 北緯38.4度、東経139.2度 深さ約34km (エ) 震度 5	第5節 新潟市の既往の主な災害 1 地震 (2) 新潟地震の概要 (イ) 規模 北緯38度22.2分、東経139度12.7分 深さ34km (エ) 最大震度 5	・緯度経度を分単位で記載下さい。 ・深さには約はつきません。 ・最大震度と記載下さい。	新潟地方気象台
6	28	10	福祉部及び区は、地域のボランティア団体等の組織化を推進し、その連絡会等を通じて防災に関する・・・	こども未来部及び区は、地域のボランティア団体等の組織化を推進し、 <u>(削除)</u> 防災に関する・・・	所管変更、文言の整理	福祉部福祉総務課
7	30	36	(5) 防災関係機関等における訓練 防災関係機関等においては、市などが実施する防災訓練に積極的に参加・協力し、災害発生時に処理すべき事務又は業務の検証を行うとともに、個々が定める各種マニュアルに基づき、職員の非常参集を含めた各種訓練の実施に努める。	(5) 防災関係機関等における訓練 防災関係機関等においては、市などが実施する防災訓練に積極的に参加・協力し、災害発生時に処理すべき事務又は業務の検証を行うとともに、個々が定める各種マニュアルに基づき、 <u>(削除)</u> 各種訓練の実施に努める。	職員の非常参集訓練については積極的に実施する訓練項目としていないため、各種訓練の文言に内包する。	危機対策課
8	32		2 主な活動等 (5) <u>避難所運営への協力に関する</u> こと	2 主な活動等 (5) <u>避難所運営体制の整備に関する</u> こと	「第2章第4節 震災における避難計画及び第3章第4節 風水害における避難計画」6 避難所運営体制の整備と整合を図る。	北区総務課
9	35	表	新潟都市計画区域 <u>72,610</u> 市街化区域 <u>12,894</u> 市街化調整区域 <u>59,716</u>	新潟都市計画区域 <u>72,645</u> 市街化区域 <u>12,904</u> 市街化調整区域 <u>59,741</u>	時点修正	都市計画課
10	35	20	・工業地域 約 <u>651</u> ha	・工業地域 約 <u>648</u> ha	時点修正	都市計画課
11	35	21	・工業専用地域 約 <u>727</u> ha	・工業専用地域 約 <u>739</u> ha	時点修正	都市計画課
12	35	29	・高度利用地区 約 <u>5.6</u> ha	・高度利用地区 約 <u>6.4</u> ha	時点修正	都市計画課
13	36	8	・地区計画 <u>67</u> 地区 約 <u>962</u> ha	・地区計画 <u>69</u> 地区 約 <u>964</u> ha	時点修正	都市計画課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
14	36	14	<p>3 都市の防災構造化の推進 災害に強いまちづくりのため、市街地の面的整備や、防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備に配慮するとともに、都市基盤施設の整備等により安全な市街地の形成等の施策を一層推進する。</p> <p>(1) 市街地再開発事業による密集市街地の整備 市街地再開発事業等により、木造建築物等が密集している市街地において、建築物と公共施設の一体的な整備等を行うことで、建築物の耐震不燃化、延焼遮断空間、避難広場の確保、道路・公園等の公共空間整備等、都市機能の更新を図り、災害に強いまちづくりを進める。</p> <p>(2) 土地区画整理事業による新市街地の整備 土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図り、安全性の高い市街地の形成を図る上で有効な事業手法であることから、同事業による新市街地の整備を推進する。</p>	<p>3 都市の防災構造化の推進 災害に強いまちづくりのため、市街地の面的整備や、防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備に配慮するとともに、都市基盤施設の整備等により安全な市街地の形成等の施策を一層推進する。</p> <p>(1)密集市街地の面的整備 木造建築物等が密集している市街地において、建築物と公共施設の一体的な整備等を行うことで、建築物の耐震不燃化、延焼遮断空間、避難広場の確保、道路・公園等の公共空間整備等、都市機能の更新を図り、災害に強いまちづくりを進める。</p> <p>(2)土地利用の誘導 災害リスクが高い地域での新たな都市的な土地利用への転換を抑制するなど計画的な土地利用を誘導し、良好な居住環境の形成を図る。</p>	<p>・新潟市都市計画基本方針および新潟県土地利用計画との整合を図った。</p>	都市計画課
15	37	30	「官庁施設の総合耐震（追加）計画基準」	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」	<p>現行の最新基準に併せて修正（県地域防災計画修正箇所）</p>	防災課
16	37	14	<p>オ 社会福祉施設（養護老人ホーム等、心身障がい者福祉施設、児童福祉施設等）</p>	<p>オ 社会福祉施設（養護老人ホーム等、障がい者福祉施設、児童福祉施設等）</p>	<p>身体障がい、知的障がい、精神障がい及びその他心身の機能の障がい全てを包括する表現とするため。 また、第3部第1章第26節「公共建築物等災害応急対策計画」における表現と統一するため。</p>	障がい福祉課
17	38	47	<p>(4)窓ガラスや外壁・屋外看板等の～ ア既存ブロック塀を生垣等への転換誘導とその助成 (ア)生垣助成の対象（下記の要件を全て満たすのもの） ～ (イ)助成の限度～ イその他窓ガラス、外壁タイル、自動販売機の安全性の向上</p>	<p>(4)窓ガラスや外壁・屋外看板等の～ (削除) アその他窓ガラス、外壁タイル、自動販売機の安全性の向上</p>	<p>生垣設置奨励助成金制度の廃止をするため</p>	公園水辺課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
18	39	24	<p>2 一般建築物の安全対策 …（中略）… （7）防災上重要な建築物の被災予防 市内の養護老人ホーム、<u>身体障がい者養護施設、</u> 病院等…</p>	<p>2 一般建築物の安全対策 …（中略）… （7）防災上重要な建築物の被災予防 市内の養護老人ホーム、<u>障がい者福祉施設、</u>病院 等…</p>	<p>身体障がい、知的障がい、精神障がい及びその他心身の機能の障がい全てを包括する表現とするため。 また、第3部第1章第26節「公共建築物等災害応急対策計画」における表現と統一するため。</p>	障がい福祉課
19	39	28	<p>3 既存施設に対する安全性の確保 「新潟市建築物耐震改修促進計画」に基づき、施設の耐震対策や老朽建築物の建て替え等を計画的に促進する。 <u>既存の市営住宅については、「新潟市営住宅ストック総合活用計画」（平成19年3月）の中で、耐震化の必要な住棟について分類をおこなっており、計画的に耐震化を進める。</u></p>	<p>3 既存施設に対する安全性の確保 「新潟市建築物耐震改修促進計画」に基づき、施設の耐震対策や老朽建築物の建て替え等を計画的に促進する。 <u>（削除）</u></p>	<p>市営住宅も前段に包含されており、あえて市営住宅だけを記載する必要は無い。（ちなみにH19年の市営住宅の計画は改定されている。市営住宅の耐震化は平成31年度完了の見込み）</p>	住環境政策課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
20	39	28	3 既存施設に対する安全性の確保 「新潟市建築物耐震改修促進計画」に基づき、施設の耐震対策や老朽建築物の建て替え等を計画的に促進する。	3 既存施設に対する安全性の確保 「新潟市建築物耐震改修促進計画」に基づき、 <u>住宅・建築物の耐震対策や老朽建築物の建て替え等を促進する。</u> <u>大規模な地震時に、天井落下による重大事故の発生を防止するため、特定天井を有する市有建築物において落下防止対策を推進する。</u>	・H29年4月発行の「新潟市建築物耐震改修促進計画」において、市有特定建築物の耐震化率がほぼ100%に達したことから、改訂計画においては、国・県の指標に合わせ特定建築物全体(民間・市有)の耐震化率を目標指標としたため。 ・特定天井においては、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井(6m超の高さにある、面積200㎡超、質量2kg/㎡超の吊り天井で、人が日常利用する場所に設置されているもの)を対象として対策を講じるものとした。	公共建築第1課
21	40	4	二次部材による被害防止等	非構造部材による被害防止等	防災基本計画の反映	防災課
22	41	42	(5) トンネルの整備 トンネルの新設にあたっては、耐震性を十分に配慮して整備を図るほか、道路パトロールや定期点検等により必要な補強や補修等を行う。	(5) トンネルの整備 トンネルの新設にあたっては、耐震性を十分に配慮して整備を図るほか、 <u>維持管理については、道路パトロールや定期点検等により必要な補強や補修等を行う。</u>	文意が通るよう文言追加	土木総務課
23	41	下から8	…市民生活に大きな支障となることから、積極的に無電柱化を進める。	…市民生活に大きな支障となることから、 <u>緊急輸送道路等、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定し、道路の占用の禁止または制限を行うとともに、積極的に無電柱化を進める。</u>	防災基本計画の反映	防災課
24	42	28行	新川漁港と松浜漁港は	松浜漁港・新川漁港・巻漁港は	施設の追加	水産林務課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
25	42	28行	西港漁港区等の水産施設も含めて	(削除)	現在、西港漁港区に市が管理する水産施設はない	水産林務課
26	48	14	イ 移動系 (ア) 防災行政波 防災行政波は、本庁、区役所及び出張所等において150MHz帯を利用し、関係機関や現地への職員の派遣時に情報収集・連絡用として使用する。 整備状況は、資料編 表2-1-9-2 のとおりである。 (イ) 防災相互波 防災相互波は、行政機関や防災関係機関等が団体相互で共通運用するため、158.35MHz、466.775MHzの防災相互波を利用した防災相互波無線機を配備している。	イ 移動系 (削除) 150MHz帯を利用し、関係機関や現地への職員の派遣時に情報収集・連絡用として使用する。 整備状況は、資料編 表2-1-9-2 のとおりである。 (削除)	ほかの項目と重複している内容のため削除する。	危機対策課
27	48	31	(4) 防災相互通信用無線 防災対策に関して団体相互で共通運用するため、周波数158.35MHzの防災相互通信用無線を市内に設置している防災関係機関や生活関連機関等は、次のとおりである。	(4) 防災相互通信用無線 防災相互波は、行政機関や防災関係機関等が団体相互で共通運用するため、158.35MHz、466.775MHzの防災相互波を利用した無線機を配備している。 団体相互で共通運用するため、周波数158.35MHzの防災相互通信用無線を市内に設置している防災関係機関や生活関連機関等は、次のとおりである。	14行目の記載内容と重複していたため、こちらに統合する。	危機対策課
28	49	18	(10) その他手段の活用 緊急情報をより早くより確実に市民へ伝達するために、情報伝達手段の多重化を推進する。 ア ホームページ イ にいがた防災メール ウ 緊急速報メール エ ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) オ 緊急告知FMラジオ カ Lアラート	(10) 信越総合通信局の機材貸与の活用 無線機材等について不足が生じた際には、信越総合通信局に貸与を要請することができる。要請先及び貸与機器は、資料編 表2-1-9-6を参照。 (11) その他手段の活用 緊急情報をより早くより確実に市民へ伝達するために、情報伝達手段の多重化を推進する。 ア ホームページ イ にいがた防災メール ウ 緊急速報メール エ ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) オ 緊急告知FMラジオ カ Lアラート	信越総合通信局から、機材貸与について地域防災計画にも掲載してほしい旨、通知があったもの。	危機対策課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
29	55	8	(表中) 実施担当 保健衛生部 消防局、市民病院、各区役所	(表中) 実施担当 保健衛生部 消防局、市民病院、各区役所、総務部	P57 29行に総務部が実施する業務があるため。	危機対策課
30	60		実施担当 危機管理防災局 市民生活部 福祉部 保健衛生部 経済部 観光・国際交流部 土木部 消防局 水道局 各区役所	実施担当 危機管理防災局 市民生活部 文化スポーツ部 (削除) 保健衛生部 経済部 観光・国際交流部 土木部 消防局 水道局 市民病院 各区役所	・食料・物資対策、病院の備蓄についての記載があるため追加 ・福祉部は該当事務がないため削除	防災課 歴史文化課 福祉総務課
31	60	42	なし	(各対策部の従事職員を対象とした備蓄が必要であることの記載は不要ですか?) →下記のとおり追加 1 非常用食料及び生活必需品の確保 (1) 各家庭による備蓄 (2) 市の備蓄 ア 市の施設での備蓄 イ 流通備蓄 ウ 職員備蓄 <u>市民の生命・安全確保を最優先とし、食料品等の確保、供給が困難な状況において災害対応を迅速に行うためには、職員各々が日頃から災害に備えて物資を備蓄しておくことが重要であるため、全職員が食料等の物資備蓄に努める。</u>	大災害時など、各対策部の従事職員の食料調達に困難な事態に備える必要があるため。	土木総務課
32	64	5	実施担当： 危機管理防災局 福祉部 こども未来部 経済部 観光・国際交流部 消防局 各区役所	実施担当： 危機管理防災局 福祉部 こども未来部 (削除) 観光・国際交流部 消防局 各区役所	H25まで国際経済室が経済・国際部にあったが、H26から交流戦略室として国際課に移管 →外国人対応は国際課所管のため経済部を削除 (H28照会時に回答した内容)	経済部 産業政策課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
33	64	下から3	…定期的に更新する。	…定期的に更新するとともに、 <u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u>	防災基本計画の反映	防災課
34	65	2	自主防災組織、民生委員、管轄警察署に提供し、	自主防災組織、 <u>民生委員・児童委員</u> 、管轄警察署に提供し、	民生委員となっていたり民生委員・児童委員となっていたり民生児童委員となっていたりまちまちなので、民生委員・児童委員に統一	福祉部福祉総務課
35	66	12	4 外国人等に対する対策 (1) 防災知識の普及啓発 外国人向けに英語、中国語等による防災知識啓発の資料を配布し、災害が起きた際の対応や避難方法、避難場所について周知を図る。 また、市や自主防災組織が実施する防災訓練や啓発活動への参加を呼びかける。 (2) 外国人の支援体制の整備 災害が発生した際に、外国語による情報提供や相談対応、並びに拠点となる避難所に外国語の通訳ボランティアを派遣できるよう、国際交流団体などと連携して、外国人の支援体制の整備に努める。 また、避難所に <u>5ヶ国語</u> の標識板 <u>(追加)</u> を設置するとともに、 <u>(追加)</u> 多言語表示シート(日・英・中・韓)を配備する。	4 外国人等に対する対策 (1) 防災知識の普及啓発 <u>在住外国人</u> 向けに英語、中国語等による防災知識啓発の資料を、 <u>また外国人観光客向けに英語、中国語、韓国語による避難誘導マニュアル</u> を配布し、災害が起きた際の対応や避難方法、避難場所について周知を図るとともに、 <u>宿泊施設事業者を対象とした避難誘導講習会等を開催する。</u> また、市や自主防災組織が実施する防災訓練や啓発活動への参加を呼びかける。 (2) 外国人の支援体制の整備 災害が発生した際に、外国語による情報提供や相談対応、並びに拠点となる避難所に外国語の通訳ボランティアを派遣できるよう、国際交流団体などと連携して、外国人の支援体制の整備に努める。 また、避難所に <u>5言語</u> の標識板 <u>(日・英・中・韓・露)</u> を設置するとともに、 <u>4言語</u> の多言語表示シート(日・英・中・韓)を配備する。	外国人向け避難誘導マニュアルの作成し、避難誘導講習会等の開催を実施していくことによる修正	国際・広域観光課
36	67	下から8	…受け入れ体制の整備を図る。	…受け入れ体制の整備を図るとともに、 <u>介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。</u>	防災基本計画の反映	防災課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
37	68		(節追加) 第16節 ボランティア受け入れ体制整備計画	第16節 避難及び避難所計画 第17節 ボランティア受け入れ体制整備計画 ※別紙1 参照	第2部第2章第4節 震災における避難計画、第2部第3章第4節 風水害における避難計画を統合し、第16節を新設	危機対策課
38	68	3	実施担当 福祉部、各区役所	実施担当 こども未来部、各区役所	所管変更	福祉部福祉総務課
39	73	19	市民及び事業所は、平時より河川及び海岸の堤防や護岸などに漏水や亀裂などの異常がないか注意を払い、異常を確認した時は、遅滞なく県、市、消防機関、警察機関へ連絡する。	市民及び事業所は、平時より河川及び海岸の堤防や護岸などに漏水や亀裂などの異常がないか注意を払い、異常を確認した時は、遅滞なく国、県、市、消防機関、警察機関へ連絡する。	河川、海岸には国管理施設もあるため。	土木総務課
40	78		第4節 震災における避難計画	(削除)	第2部第2章第4節「震災における避難計画」と第2部第3章第4節「風水害における避難計画」を統合し、第2部第1章第16節「避難計画」を新設するため	危機対策課
41	83	6	(2) 災害トイレの使用方法	(2) 災害用トイレの使用方法	用語誤りの修正	廃棄物政策課
42	83	27 28	(3) バイオトイレの活用 バイオトイレは災害時に必要に応じて移動して活用する。	(削除)	市災害廃棄物処理計画との整合性を図るため(バイオトイレの記載なし)	廃棄物政策課
43	84		第7節 業務継続計画	第7節 業務継続計画 ※別紙2 参照	BCP発動要件の見直しに伴う必要事項の追加記載	防災課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
44	90	37	ウ 前記の整備目標を定めた河川整備計画に基づき、施設等の整備を計画的に推進する。	ウ 前記の整備目標を定めた河川整備計画に基づき、 <u>河川管理者</u> は施設等の整備を計画的に推進する。	誰が実施するのか明確にするため。	土木総務課
45	90		実施担当 危機管理防災局 福祉部 土木部 下水道部 消防局 各区役所	実施担当 危機管理防災局 福祉部 <u>こども未来部</u> 土木部 下水道部 消防局 <u>教育委員会</u> 市民病院 各区役所	要配慮者利用施設における避難確保計画作成についての記述があるため	防災課 福祉総務課
46	91	7	洪水ハザードマップの配布等による	洪水ハザードマップ等の配布による	水害に関するハザードマップ全般を指すよう修正	防災課
47	91	26	…訓練を実施しなければならない。	…訓練を実施しなければならない。 <u>なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聞くよう努めるものとする。</u>	防災基本計画の反映	防災課
48	91	下から 12	6 地下街等における避難確保計画 (追加) 7 地下街等への洪水予報等の伝達体制の整備 8 要配慮者利用施設等における避難確保計画	6 地下街等における避難確保計画 7 大規模工場等における避難確保計画及び浸水防止計画の作成並びに訓練の実施 <u>水防法第15条に基づき、新潟市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例にある該当要件を満たす大規模工場等の所有者等は、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を実施するよう努めなければならない。また、これらの計画を作成又は変更したときは、市長に報告するよう努めなければならない。報告のあった大規模工場等を資料編 表2-3-2-2に示す。</u> 8 地下街等への洪水予報等の伝達体制の整備 9 要配慮者利用施設等における避難確保計画	新潟市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例を制定したことによる追加	危機対策課
49	91	最後	8(2)、訓練を実施するよう努めなければならない。またこれらの計画を作成又は変更したときは、市長に報告するとともに自ら公表するよう努めなければならない。	、訓練を実施しなければならない。またこれらの計画を作成又は変更したときは、市長に報告し <u>なければならない。</u>	水防法改正により義務化となったため	危機対策課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
50	92	最終行	…伝達体制を整備する。	…伝達体制を整備し、 <u>要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</u>	防災基本計画の反映	防災課
51	93		実施担当 危機管理防災局 福祉部 建築部 都市政策部 土木部 各区役所	実施担当 危機管理防災局 福祉部 <u>こども未来部</u> 建築部 都市政策部 土木部 <u>教育委員会</u> <u>市民病院</u> 各区役所	要配慮者利用施設における情報伝達体制の整備についての記述があるため	防災課 福祉総務課
52	93	14	…警戒避難体制を整備する。	…警戒避難体制を整備する。 <u>その際、水害と土砂災害の同時発生、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</u>	防災基本計画の反映	防災課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
53	94	下から 13	<p>7 市民と地域、事業所の役割 (1)～(3) 略 <u>(追加)</u></p>	<p>7 市民と地域、事業所の役割 (1)～(3) 略 (4) <u>要配慮者利用施設の役割</u> <u>土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者</u> <u>または管理者は、利用者の避難確保のための措置に</u> <u>関する計画を作成する等、警戒避難体制の整備を図る。</u></p> <p>8 <u>要配慮者利用施設等における避難確保計画</u> (1) <u>土砂災害防止法第8条の2に基づき急傾斜地の崩壊</u> <u>等が発生するおそれがある区域内において福祉施設等の</u> <u>利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する</u> <u>必要が認められる要配慮者利用施設を資料編 表2-3-3-2</u> <u>に示す。</u> (2) <u>避難確保計画の作成並びに訓練の実施</u> <u>前記(1)に記載された要配慮者利用施設等の所有者</u> <u>等は、当該施設等の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速</u> <u>な避難を確保を図るための計画を作成し、訓練を実施し</u> <u>なければならない。また、これらの計画を作成又は変更</u> <u>したときは、市長に報告しなければならない。</u> (3) <u>避難確保計画の作成助言等</u> <u>市は、前期8(1)に記載された要配慮者施設等に対</u> <u>し、電子メール、ファクシミリ等による避難情報の伝達</u> <u>体制を整備する。</u></p>	<p>土砂災害防止法の改正に伴う追加</p>	<p>防災課</p>
54	95		<p><u>第4節 風水害における避難計画</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>第2部第2章第4節「震災における避難計画」と第2部第3章第4節「風水害における避難計画」を統合し、第2部第1章第16節「避難計画」を新設するため</p>	<p>危機対策課</p>

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
55	101		実施担当 危機管理防災局 消防局 観光・国際交流部 福祉部 各区役所	実施担当 危機管理防災局 消防局 観光・国際交流部 福祉部 <u>こども未来部 教育委員会 市民病院 各区役所</u>	実施担当の追加 ・こども未来部、市民病院 →要配慮者への配慮について記載あり ・教育委員会 →津波避難ビルとなっている学校があるため	防災課 福祉総務課
56	104	23	2 市民と地域、事業所の役割	2 市民と地域、事業所等の役割	公官庁施設も入れるため。	指定施設 (東出張所)
57	104	24	(1)市民及び事業所に求められる役割	(1)市民及び事業所等に求められる役割	公官庁施設も入れるため。	防災課
58	105	15	高台や津波避難ビル等までの避難路となることが予想される <u>道路安全</u> を確保するため、・・・	高台や津波避難ビル等までの避難路となることが予想される <u>道路機能</u> を確保するため、・・・	文意が通るよう修正	道路計画課
59	110	13	ただし必要に応じ「新潟県」、「下越」及び「新潟地域」の名称を用いる場合がある。	ただし必要に応じ「新潟県」、「下越」及び「新潟地域」 <u>「新潟県上中下越」</u> の名称を用いる場合がある。	津波予報区の区名が「新潟県上中下越」のため。	土木総務課
60	110	29	(イ) 土砂災害警戒情報 新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告を発表する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。	(イ) 土砂災害警戒情報 新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告を発表する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村(聖籠町を除く)ごとに発表する。 <u>土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分かどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認等する必要がある。</u>	特に大雨特別警報（土砂災害）発表時の留意事項を整理	新潟地方気象台

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
61	113		(2)被害情報等の収集 ア災害対策本部が行う情報収集 (ア)災害対策本部が独自に行う情報収集 被害情報 建物被害 住家・非住家 区本部 総務対策部 建築対策部	(2)被害情報等の収集 ア災害対策本部が行う情報収集 (ア)災害対策本部が独自に行う情報収集 被害情報 建物被害 住家・非住家 区本部 <u>(削除)</u> 建築対策部	総務対策部の所管ではないため。	危機対策課
62	113	28	情報区分：市管理施設被害 収集する情報内容：福祉施設 担当：区本部 福祉対策部	情報区分：市管理施設被害 収集する情報内容：福祉施設 担当：区本部 <u>こども未来対策部</u> 福祉対策部	担当追加	福祉部福祉総務課
63	115	1	福祉対策部	<u>こども未来対策部</u>	所管変更	福祉部福祉総務課
64	116		(伝達系統図) 自主防災組織・・・→ 市民・・・	(伝達系統図) 自主防災組織・・・↔ 市民・・・	市民から区本部への通報と同様に、市民から自主防災組織等を経由する通報もあるので両方向とする。	北区総務課
65	116		(伝達系統図) 市民・事務所等	(伝達系統図) 市民・事業所等	計画内の記載は主に事業所という名称で使用しているため整合性を図る。	北区総務課
66	119		第3節 <u>応援要請計画</u>	第3節 <u>災害対応職員応援要請計画</u> ※別紙3 参照	受援計画策定による節修正	防災課
67	131	7	日本赤十字社新潟県支部 新潟県看護協会 <u>市社会福祉協議会</u>	日本赤十字社新潟県支部 新潟県看護協会 <u>(削除)</u>	医療関係ボランティアには対応していない	福祉部福祉総務課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
68	132	下から3	保健衛生対策部は、県、新潟県看護協会、新潟市社会福祉協議会等の協力を得て、	保健衛生対策部は、県、新潟県看護協会（削除）等の協力を得て、	医療関係ボランティアには対応していない	防災課
69	139		第10節 避難及び避難所計画	第10節 避難及び避難所計画 ※別紙4 参照	避難所開設基準の変更等によるため	危機対策課
70	148		実施担当 福祉対策部 こども未来対策部 観光・国際交流対策部 建築対策部 総務対策部 消防対策部 各区本部	実施担当 福祉対策部 こども未来対策部 観光・国際交流対策部 建築対策部 総務対策部 財務対策部 消防対策部 各区本部	実施担当の追加 ・財務対策部 →福祉対策部（避難所対策）への協力を担うため	防災課
71	148	下から14、11	福祉対策部要配慮者・ボランティア班と連携し、	福祉対策部要配慮者班と連携し、	班名変更	福祉部福祉総務課
72	148	下から6	第2部第2章第4節「震災における避難計画」及び第3部第1章第10節「避難及び避難所計画」参照	第2部第1章第16節「避難及び避難所計画」参照	第2部第2章第4節 震災における避難計画、第2部第3章第4節 風水害における避難計画を統合し、第2部第1章第16節を新設したことによる修正	危機対策課
73	149	1 5 9 13	福祉対策部要配慮者・ボランティア班と連携し、	福祉対策部要配慮者班と連携し、	班名変更	福祉部福祉総務課
74	151		愛玩動物同伴	愛玩動物同行	環境省ガイドラインの記述に合わせて修正 （県地域防災計画修正の反映）	防災課
75	151	14	愛玩動物を伴い	愛玩動物とともに	上記「同伴」を「同行」に修正することを踏まえた修正	防災課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
76	152		実施担当 建築対策部 総務対策部 福祉対策部 各区本部	実施担当 建築対策部 財務対策部 福祉対策部 各区本部	応急仮設住宅用地確保に関する実施担当が変更となったため	防災課 住環境政策課
77	152	23	ウ 災害地の応急措置の用に供するときは国有財産の無償貸与(追加)を受けることができることになっているので、財務大臣あて普通財産の貸付申請をする必要がある。	ウ 災害地の応急措置の用に供するときは国有財産の無償貸与又は使用許可を受けることができることになっているので、財務大臣あて国有財産の貸付申請又は使用許可申請をする必要がある。	国有財産法との整合性を図った。(行政財産についても準用規定があるため。)	新潟財務事務所総務課
78	152	4	実施担当 建築対策部 総務対策部 福祉対策部 各区本部	実施担当 建築対策部 総務対策部 財務対策部 福祉対策部 各区本部	財務部も必要。(担当一覧には割り振られている)	住環境政策課
79	163	13	…障害物除去等に努める。	…障害物除去等に努める。 また、 <u>港灣管理者及び漁港管理者は、その管理する道路において、緊急通行車両の通行が災害による道路の車両等によって妨害され、この通行を確保する必要がある場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。</u>	災害対策基本法改正に伴う修正	防災課
80	163	22	(処分については、本章第21節「廃棄物処理応急計画」参照)	(削除)	道路等の応急措置・復旧による災害ごみの処理はそれぞれの管理者が行うため	廃棄物政策課
81	164		第17節 輸送計画	第17節 輸送計画 ※別紙5 参照	受援計画策定によるため	防災課
82	169		第18節 物資供給計画	第18節 支援物資供給計画 (節内容差替え) ※別紙6 参照	受援計画策定によるため	防災課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
83	174	該当する図	2 応急給水フロー図 (図中の該当箇所) 拠点給水 ・拠点給水所の設置	2 応急給水フロー図 (図中の該当箇所) 拠点給水 ・拠点給水所の開設	用語を修正するため	水道局 経営管理課
84	175	1	(拠点給水所(飲料水兼用耐震性貯水槽設置施設))一 覧を資料編 表3-1-19-2に示す。)	(拠点給水所(飲料水兼用耐震性貯水槽設置(削 除)))一覧を資料編 表3-1-19-2に示す。)	資料編の表名称と一致す るため	水道局 経営管理課
85	176		実施担当 災害対策本部事務局 市民生活対策部 環境対策部 福 祉対策部 保健衛生対策部 水道対策部 各区本部	実施担当 災害対策本部事務局 市民生活対策部 環境対策部 福 祉対策部 こども未来対策部 保健衛生対策部 水道対 策部 教育対策部 各区本部	要配慮者に対する配慮の 記載があるため実施担当 を追加	防災課 福祉総務課
86	178		実施担当 土木対策部 環境対策部 保健衛生対策部 各区本部	実施担当 土木対策部 <u>下水道対策部</u> 環境対策部 保健衛生対策 部 各区本部	施設復旧等によって発生 した災害ごみの処理は各 管理者が行うこととされ ているため	防災課
87	178	1	地震によって生じた廃棄物を迅速かつ適正に処理し～	災害によって生じた廃棄物を迅速かつ適正に処理し～	地震以外の災害も想定さ れるため	廃棄物政策 課
88	178	11 13	2 家庭ごみの処理 被災地域や避難所等における住民の生活活動から生 じる「家庭ごみ」の処理計画を定める。 (1) 体制 被災地域及び避難所等における「家庭ごみ」～	2 家庭ごみの処理 災害時における住民の生活活動から生じる「家庭ご み」の処理計画を策定する。 (1) 体制 災害時における「家庭ごみ」～	災害発生時には、被災地 域や避難所等だけでな く、被災しなかった地域 も含めた市内全域につい ての処理計画を策定する 必要があるため。 「計画を定める」を「計 画を策定する」に文言を 統一する。	廃棄物政策 課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
89	178	23~34	(市及び委託業者の収集・運搬車は資料編 表3-1-21-1に示す。) (処理施設は資料編 表3-1-21-2に示す。) (新潟市周辺市町村等の施設は資料編 表3-1-21-3に示す。)	(削除) (処理施設は資料編 表3-1-21-1に示す。) (新潟市周辺市町村等の施設は資料編 表3-1-21-2に示す。)	環境対策部で把握していればよい情報のため、表3-1-21-1を削除し、それに伴う番号の繰り上げ	防災課
90	179	14	イ(エ) その他 ～市の集積所に直接搬入する。	イ(エ) その他 ～市の仮置場に直接搬入する。	市災害廃棄物処理計画の用語に合わせる。	廃棄物政策課
91	179	21	(2) 仮置場の確保 ア ～搬出された場合には、公用地又は住民生活	(2) 仮置場の確保 ア ～搬出された場合には、公有地又は住民生活	市災害廃棄物処理計画の用語に合わせる。	廃棄物政策課
92	180	22	4 し尿処理について 災害用トイレの必要性を把握し、～ (1) 収集 ア (2) 処理 ア イ	4 し尿処理について 災害用トイレの必要性を把握し、～ (1) 体制 災害時におけるし尿等の処理については、環境対策部環境総務班が応急計画を策定し、実施する。ただし、被害状況に応じ、市のみで対応が困難な場合は、県及び応援協定締結市町村等に応援を要請する。 (2) 収集 ア (3) 処理 ア イ	P178「2 家庭ごみの処理(1)体制」及び「3 災害ごみの処理(1)体制」と同様に、し尿処理についても「体制」を記載する。	廃棄物政策課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
93	180	下から 12 ～ 下から5	(市の委託業者のバキューム車は資料編 表3-1-21-4に示す。) (処理施設は資料編 表3-1-21-5に示す。) (新潟市周辺市町村等の施設は資料編 表3-1-21-6に示す。)	(削除) (処理施設は資料編 表3-1-21-3に示す。) (新潟市周辺市町村等の施設は資料編 表3-1-21-4に示す。)	環境対策部で把握していればよい情報のため、表3-1-21-4を削除し、それに伴う番号の繰り上げ	防災課
94	181		実施担当 環境対策部 下水道対策部 各区本部	実施担当 福祉対策部 こども未来対策部 環境対策部 下水道対策部 各区本部	避難所における要配慮者に対する配慮の記載があるため実施担当を追加	防災課
95	181	35 36	4 し尿処理について 災害用トイレの必要数を把握し、配備に努めるとともに収集計画を策定する。	(削除)	P180「4 し尿処理について」と重複するため 以下番号繰上げ	廃棄物政策課
96	181	37 38	5 要配慮者に対する配慮 (1) 避難所に高齢者、障がい者等要配慮者が利用しやすい～	4 要配慮者に対する配慮 (1) 避難所に高齢者、障がい者、女性、子供等要配慮者が利用しやすい～	市災害廃棄物処理計画の用語に合わせる。	廃棄物政策課
97	182	3 13 14 15 17	6 快適な利用の確保 (4)～トイレ利用の快適性向上のため、バイオトイレ等を設置する。 (5) (6)	5 快適な利用の確保 (4) (削除) (4) (5)	市災害廃棄物処理計画との整合性を図るため (バイオトイレの記載なし) 以下番号繰上げ	廃棄物政策課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
98	183	2	被災に伴う健康障害や	被災に伴う健康障がいや	平成19年4月1日から本市においては「障がい」と表記。人に関する、人に対する「障害」は「障がい」へ変更。法律名や固有名詞等はそのまゝ。本計画の健康障害が法的な固有名詞等でない限りは、「障がい」が適当。	環境対策課
99	187		実施担当 災害対策本部事務局 保健衛生対策部 消防対策部 各区本部	実施担当 災害対策本部事務局 文化スポーツ対策部 保健衛生対策部 消防対策部 各区本部	検視・遺体安置所としての施設使用担当として追加	防災課 歴史文化課
100	187	4	防災関係機関 県警察 各警察署 (以下略)	防災関係機関 県 県警察 各警察署 (以下略)	「新潟県広域火葬実施要領」が平成29年4月1日から適用されたことに伴う加筆	保健衛生部 保健所 環境衛生課
101	187	4	防災関係機関：県警察、各警察署、新潟海上保安部、自衛隊、日本赤十字社新潟県支部、新潟市医師会、新潟市歯科医師会	防災関係機関：県警察、各警察署、新潟海上保安部、自衛隊、日本赤十字社新潟県支部、新潟市医師会、新潟市歯科医師会、新潟県トラック協会、葬祭関係業者	新潟県防災計画では、「関係機関」に「新潟県トラック協会」「葬祭関係業者」の記載があり、新潟市は災害時は実施主体となることから、連絡・連携が必要と考えられるため。	新潟県警察 本部刑事部 捜査第一課 検視官室
102	188	23	(略) 災害時応援協定締結団体 (資料編 表3-1-3-1) 等に応援要請する。	(略) 災害時応援協定締結団体 (資料編 表3-1-3-1) 等に応援要請する。 なお、火葬の実施が困難な場合における県への応援要請は、「新潟県広域火葬実施要領」により行う。	「新潟県広域火葬実施要領」が平成29年4月1日から適用されたことに伴う加筆	保健衛生部 保健所 環境衛生課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
103	190	41行	<p>3 漁港・水産施設応急対策 <u>漁港や水産施設は、災害時には救援活動や物資等の緊急輸送の拠点として重要な位置を担っており、被災した場合は早急に復旧する必要がある。</u> <u>そのため、震度4以上の地震等の大規模な災害が発生した場合は、速やかに被災状況を調査することを原則とする。</u> <u>なお、震度4未満の小規模な災害であっても漁港や水産施設に被害が見込まれる場合はこの限りではない。</u></p>	<p>3 漁港・水産施設応急対策 <u>災害発生直後の漁港・水産施設の被害状況を速やかに、かつ的確に把握する。そのために、新潟県や漁業協同組合等と相互に連携し情報収集、状況把握及び情報発信に努める。</u></p>	<p>「震度4以上の地震等」などの記載は応急対応マニュアルや非常配備との整合性を考えると不適当と判断</p>	水産林務課
104	190	下から12	<p>2 空港・港湾施設応急対策 …に努める。</p>	<p>2 空港・港湾施設応急対策 …に努める。 <u>また、港湾管理者は、その管理する道路において、緊急通行車両の通行が災害による道路の車両等によって妨害され、この通行を確保する必要がある場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。</u></p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>	防災課
105	191	9	<p>(イ) 緊急措置 …処置を行う。</p>	<p>(イ) 緊急措置 …処置を行う。 <u>また、漁港管理者は、その管理する道路において、緊急通行車両の通行が災害による道路の車両等によって妨害され、この通行を確保する必要がある場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。</u></p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>	防災課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
106	196	該当する表	【災害対策本部】及び水道対策部（水道対策業務）組織表】（～該当箇所を修正～）	【災害対策本部】及び水道対策部（水道対策業務）組織表】（～該当箇所を修正～） ※別紙7 参照	「市対策本部規程の変更に伴う役職の変更」、「水道対策部の班編成の変更」及び「厚生労働省立入検査指摘事項の水道技術管理者の取扱い」による修正	水道局 経営管理課
107	217		実施担当 教育対策部 福祉対策部 文化スポーツ対策部 各区本部	実施担当 教育対策部 福祉対策部 <u>こども未来対策部</u> 財務対策部 文化スポーツ対策部 各区本部	避難所運営に関する記述があるため実施担当追加	防災課
108	222	5	福祉対策部 各区本部	<u>こども未来対策部</u> 各区本部	ボランティアに係る事務は所管変更となったため。	福祉部福祉総務課
109	223	28	市災害対策本部 福祉対策部	市災害対策本部 <u>こども未来対策部</u>	ボランティアに係る事務は所管変更となったため。	福祉部福祉総務課
110	225	下から9	災害救助法施行細則第17条により、本部長（市長）に委任することができる。	災害救助法第13条第1項により、本部長（市長）に委任することができる。	根拠法令誤りによる修正	防災課
111	229	下から7	5 判定実施の住民への周知 …危険度を判定する作業であり、罹災証明のためのものではないことを正確に広報する。	5 判定実施の住民への周知 …危険度を判定する作業であり、 <u>被災宅地危険度判定調査や罹災証明のための住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について正確に広報する。</u>	防災基本計画の反映	防災課
112	236	3	実施担当 災害対策本部事務局 福祉対策部 建築対策部 土木対策部 消防対策部 各区本部	実施担当 災害対策本部事務局 <u>こども未来対策部</u> 福祉対策部 建築対策部 土木対策部 消防対策部 各区本部	ボランティアに係る事務は所管変更となったため。	福祉部福祉総務課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
113	241	11	地震・津波の情報伝達系統図	地震・津波の情報伝達系統図 ※別紙8 参照	法定伝達機関等の伝達経路について二重線記載へ修正 気象業務法施行令8条（警報事項の通知）関係	新潟地方気象台
114	242	2	(2) 地震・津波の警報等の種類 気象庁及び新潟地方気象台が発表する警報・注意報は次のとおり。	(2) 地震・津波の警報等の種類 気象庁（削除）が発表する警報・注意報は次のとおり。	発表官署を現状の発表形態に修正	新潟地方気象台
115	242	44	津波情報 大津波警報・津波警報・注意報を発表した場合には、以下の内容が発表される ・・・（以下表中 項：発表内容） 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表（※1） 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表	津波情報 大津波警報・津波警報・注意報を発表した場合には、以下の内容が発表される ・・・（以下表中 項：発表内容） 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表（削除） 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	※1の補足説明を該当情報の種類欄へ修正	新潟地方気象台
116	246	1	(3) 地震発生からの流れ	(3) 地震及び津波警報等発表の流れ	表題を図が意図する内容に修正	新潟地方気象台
117	248	1	【警鐘（予報警報標識規則より）】 ※表中 津波注意報及び津波警報解除標識	【標識（予報警報標識規則より）】 ※表中 津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識	大津波警報解除が抜けていた為	新潟地方気象台
118	249	4	実施担当 災害対策本部事務局 こども未来対策部 福祉対策部 消防対策部 教育対策部 観光・国際交流対策部 各区本部	実施担当 災害対策本部事務局 こども未来対策部 福祉対策部 消防対策部 教育対策部 観光・国際交流対策部 各区本部	要配慮者の避難に関連あり	福祉部福祉総務課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
119	250	下から10	<p>津波避難ビルの開設は、新潟県上中下越に津波警報（津波）・津波警報（大津波）が発表されてから解除されるまでの期間とする。</p> <p>津波警報又は避難指示（緊急）が発令された場合、津波避難ビルの鍵の配布を受けた者は、</p>	<p>津波避難ビルの開設は、新潟県上中下越に津波警報または大津波警報が発表されてから解除されるまでの期間とする。</p> <p>津波警報または大津波警報が発表された場合、津波避難ビルの鍵のを委託されている者は、</p> <p>5 避難所の開設及び避難者の受け入れ (1) 開設の方法 第3部第1章第10節「避難及び避難所計画」に準じるものとするが、津波により避難所または避難所の周囲に浸水が見込まれる地域は、津波警報または大津波警報が解除されてから開設するものとする。</p>	津波避難ビルの開設方法の変更によるため	危機対策課
120	255		<p>実施担当 財務対策部 各区本部（調査班）</p>	<p>実施担当 財務対策部 各区本部（削除）</p>	実施担当の記載方法を他と統一	防災課
121	255	5	<p>1 情報収集 2～5 （略） 6 被災者台帳</p>	<p>1 平時の取り組み 平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。</p> <p>2 情報収集 3～6 （略） 7 被災者台帳</p>	防災基本計画の反映	防災課
122	257		<p>（別表）</p>	<p>（別表） ※別紙9 参照</p>	金額等が古いままであったため。	福祉部福祉総務課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
123	259	6	a 据置期間：貸付の日から6か月以内（特別の場合2年以内）	a 据置期間：貸付の日から6か月以内（削除）	社協からの修正申し入れ	福祉部福祉総務課
124	259	35	申し込みは被災の日の属する翌月1日から6か月以内に行う。またその際、市長の発行する被災証明書が必要である。	（削除）市長の発行する被災証明書が必要である。	社協からの修正申し入れ	福祉部福祉総務課
125	264	15	(4) 既設市営住宅復旧事業の手続きの流れ ア 既設市営住宅災害確定報告書及び既設市営住宅復旧計画書の提出 （災害発生後15日以内、事業主体→知事→国土交通大臣）	(4) 既設市営住宅復旧事業の手続きの流れ ア 既設公営住宅復旧計画書提出（災害確定報告書等添付） （市→北陸地方整備局）	公営住宅整備事業等補助要領（国土交通省）の記載の内容と合せた	住環境政策課
126	278	11	イ 広報項目 (ウ) 特設公衆電話設置場所の周知	イ 広報項目 (ウ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）等設置場所の周知	呼称変更のため	NTT東日本新潟災害対策室
127	283	フロー図	特設公衆電話の設置	災害時用公衆電話（特設公衆電話）等の設置	呼称変更のため	NTT東日本新潟災害対策室
128	283	下から10	重要回線の救済及び特設公衆電話を設置するため、	重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）等を設置するため、	呼称変更のため	NTT東日本新潟災害対策室
129	292	41	イ 広報項目 (ウ) 特設公衆電話設置場所の周知	イ 広報項目 (ウ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）等設置場所の周知	呼称変更のため	NTT東日本新潟災害対策室
130	297	フロー図	特設公衆電話の設置	災害時用公衆電話（特設公衆電話）等の設置	呼称変更のため	NTT東日本新潟災害対策室
131	297	下から10	重要回線の救済及び特設公衆電話を設置するため、	重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）等を設置するため、	呼称変更のため	NTT東日本新潟災害対策室
132	303		実施担当 災害対策本部事務局 消防対策部 各対策部 各区本部	実施担当 災害対策本部事務局 消防対策部 （削除） 各区本部	実施担当を具体化するため	防災課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
133	306	6 行 後	「エ 流出・漂着・防除活動状況の伝達系統図」図中 県漁連←→各漁協旧体系図	「エ 流出・漂着・防除活動状況の伝達系統図」図中 県漁連←→各漁協現体系図 ※別紙10 参照	漁協統合による	水産林務課
134	306	図	エ 流出・漂着・防除活動状況の伝達系統図 信濃川下流河川事務所（管理課）	エ 流出・漂着・防除活動状況の伝達系統図 信濃川下流河川事務所（ <u>占用調整課</u> ）	平成29年度から担当課 が変更したことによる	管理課
135	306	図	新潟東警察署 TEL 249-0110 防災行政無線110 新潟中央警察署 TEL 225-0110 防災行政無線111 新潟西警察署 TEL 260-0110 防災行政無線112	新潟警察署 TEL 249-0110 防災行政無線110 新潟中央警察署 TEL 225-0110 防災行政無線111 新潟東警察署 TEL 279-0110 防災行政無線505 新潟西警察署 TEL 260-0110 防災行政無線112	H29.9.1警察署再編に伴 う警察署の新設と名称変 更	新潟県警察 本部警務課
136	311		実施担当 災害対策本部事務局 消防対策部 <u>各対策部</u> 各区本部	実施担当 災害対策本部事務局 消防対策部 <u>（削除）</u> 各区本部	実施担当を具体化するた め	防災課
137	311		防災関係機関 新潟海上保安部 新潟地方気象台 北陸地方整備局新潟 港湾・空港整備事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川 事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 県 県警 察 新潟医師会	防災関係機関 新潟海上保安部 新潟地方気象台 北陸地方整備局新潟 港湾・空港整備事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川 事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 県 県警 察 新潟医師会 <u>日本赤十字社新潟県支部</u>	第九管区海上保安本部と 協定を結んでおり、今年 度も合同訓練に参加して いるため。	日本赤十字 新潟県支部

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
138	312	☒	新潟東警察署 TEL 249-0110 防災行政無線110 新潟中央警察署 TEL 225-0110 防災行政無線111 新潟西警察署 TEL 260-0110 防災行政無線112	新潟警察署 TEL 249-0110 防災行政無線110 新潟中央警察署 TEL 225-0110 防災行政無線111 新潟東警察署 TEL 279-0110 防災行政無線505 新潟西警察署 TEL 260-0110 防災行政無線112	H29.9.1警察署再編に伴う警察署の新設と名称変更	新潟県警察本部警務課
139	312		(1) 被害・活動情報の伝達系統	(1) 被害・活動情報の伝達系統 ※別紙11 参照	第九管区海上保安本部と協定を結んでおり、今年度も合同訓練に参加しているため。	日本赤十字新潟県支部
140	313	下から 16	(2) 関係機関の取るべき措置 ア～ケ (略)	(2) 関係機関の取るべき措置 ア～ケ (略) コ 日本赤十字社新潟県支部 カ 救護所の設置 イ 負傷者に対する医療救護	第九管区海上保安本部と協定を結んでおり、今年度も合同訓練に参加しているため。	日本赤十字新潟県支部
141	315	5	実施担当 災害対策本部事務局 消防対策部 福祉対策部 保健衛生対策部 各対策部 各区本部 市民病院対策部	実施担当 災害対策本部事務局 消防対策部 福祉対策部 保健衛生対策部 (削除) 各区本部 市民病院対策部	各対策部がどこを指すのか不明	福祉部福祉総務課
142	318	下から 19	d 日本赤十字社新潟県支部 (a) 救護所の開設 (b) 負傷者に対する医療救護 (c) 患者の搬送	d 日本赤十字社新潟県支部 (a) 救護所の開設 (b) 負傷者に対する医療救護 (c) (削除)	対応していないため (c)のみ削除	日本赤十字新潟県支部

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
143	320		実施担当 災害対策本部事務局 消防対策部 福祉対策部 保健衛生対策部 各対策部 各区本部	実施担当 災害対策本部事務局 消防対策部 福祉対策部 保健衛生対策部 <u>(削除)</u> 各区本部	各対策部がどこを指すのか不明	福祉部福祉総務課
144	322	3	<u>(ウ) 患者搬送</u>	<u>(削除)</u>	対応していないため (ウ)のみ削除	日本赤十字新潟県支部
145	325	7	<u>(ウ) 患者輸送</u>	<u>(削除)</u>	対応していないため (ウ)のみ削除	日本赤十字新潟県支部
146	327		実施担当 災害対策本部事務局 消防対策部 各対策部 各区本部	実施担当 災害対策本部事務局 消防対策部 <u>(削除)</u> 各区本部	各対策部がどこを指すのか不明	福祉部福祉総務課
147	329	図	新潟東警察署 TEL249-0110 地域系 110 防災相互 新潟6008 新潟中央警察署 TEL225-0110 地域系 111 防災相互 新潟6003 新潟西警察署 TEL260-0110 地域係 112	新潟警察署 TEL249-0110 地域系 110 防災相互 新潟6008 新潟中央警察署 TEL225-0110 地域系 111 防災相互 新潟6003 <u>新潟東警察署 TEL279-0110</u> <u>地域系 505</u> <u>防災相互 新潟6403</u> 新潟西警察署 TEL260-0110 地域系 112	H29.9.1警察署再編に伴う警察署の新設と名称変更	新潟県警察本部警務課
148	331	4		こども未来対策部を追加	要配慮者に対する配慮に関連あり	福祉部福祉総務課

新潟市地域防災計画〔本編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
149	332	下から7	福祉対策部要配慮者・ボランティア班は、	福祉対策部要配慮者班は、	事務移管による班名変更	防災課
150	333		第8節 原子力事故災害対策計画	第8節 原子力事故災害対策計画 ※別紙12 参照	県地域防災計画を踏まえた内容修正	危機対策課

新潟市地域防災計画〔資料編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
1	5		新潟市防災会議委員の一覧 機関名：新潟県地域振興局 役職名：地域整備部長 所在地：中央区川岸町3丁目18-1 電話：025-273-8300	新潟市防災会議委員の一覧 機関名：新潟県新潟地域振興局 役職名：局長 所在地：東区竹尾2丁目2-80 電話：025-231-3167	庁舎移転に伴う修正	新潟地域振興局 地域整備部 計画調整課 防災課
2	5		新潟市防災会議委員の一覧 機関名：新潟市 役職名：副市長（3名）	新潟市防災会議委員の一覧 機関名：新潟市 役職名：副市長（1名）	委員変更のため	防災課
3	7		新潟市防災会議幹事の一覧 機関名：新潟県新潟地域振興局地域整備部 役職名：副部長 所在地：中央区川岸町3丁目18-1 電話：025-231-8302	新潟市防災会議幹事の一覧 機関名：新潟県新潟地域振興局地域整備部 役職名：副部長 所在地：東区竹尾2丁目2-80 電話：025-273-3176	庁舎移転に伴う修正	新潟地域振興局 地域整備部 計画調整課
4	40		別表1（第2条、第3条関係） 配備区分表 4号配備 1 市域内に震度5弱の地震が発生したとき	別表1（第2条、第3条関係） 配備区分表 4号配備 1 市域内に震度5弱の地震が発生した場合	他の配備基準の表記に合わせる	土木総務課
5	40	下8	別表1（第2条、第3条関係） 配備区分表 欄外 ※1 震度の判断については、新潟地方気象台が発表する…	別表1（第2条、第3条関係） 配備区分表 欄外 ※1 震度の判断については、気象庁が発表する…	発表官署を現状の発表形態に修正	新潟地方気象台

新潟市地域防災計画〔資料編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
6	90		(新規追加)	区分： <u>災害対応支援</u> 協定名称： <u>災害時の支援等に関する協定</u> 協定団体名： <u>財務省関東財務局、財務省関東財務局新潟財務事務所</u> 団体数： <u>2</u> 協定締結日： <u>平成29年6月12日</u> 協定の主な内容： <u>未利用国有地等の提供、職員の派遣、一時滞在施設の提供</u> 連絡調整担当班(局)： <u>災害対策本部事務局</u>	平成29年6月12日付で協定を締結したため。	新潟財務事務所総務課
7	91	該当する表	民間団体との災害時応援協定締結状況の表中 (追加)	下記のとおり、(追加) 区分： <u>施設復旧等</u> 協定団体名： <u>株式会社荏原製作所北陸支社</u> 団体数： <u>1</u> 協定締結日： <u>平成29年5月9日</u> 協定内容： <u>水道施設の応急復旧</u> 連絡調整担当班(局)： <u>水道対策部 統括班</u>	新たに協定締結したため	水道局 経営管理課
8	92	該当する表	民間団体との災害時応援協定締結状況の表中 (追加)	下記のとおり、(追加) 区分： <u>物資供給</u> 協定団体名： <u>第一環境株式会社</u> 団体数： <u>1</u> 協定締結日： <u>平成29年5月9日</u> 協定内容： <u>応急給水活動の支援、市民への広報活動</u> 連絡調整担当班(局)： <u>水道対策部 統括班</u>	新たに協定締結したため	水道局 経営管理課

新潟市地域防災計画〔資料編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
9	93	該当する表	民間団体との災害時応援協定締結状況の表中 (追加)	下記のとおり、(追加) 区分： <u>災害対応支援</u> 協定団体名： <u>公益財団法人 新潟市海洋河川文化財団</u> 団体数：1 協定締結日： <u>平成30年1月11日</u> ※H30.1締結予定 協定内容： <u>指定管理施設(駐車場)における災害対応への支援</u> 連絡調整担当班(局)： <u>水道対策部 統括班</u>	新たに協定締結したため	水道局 経営管理課
10	98	1	1-1-3-2 表 過去10年の観測値	1-1-3-2 表 過去10年の観測値 ※別紙13 参照	平成17年観測記録削除 平成28年観測記録追記	新潟地方気象台
11	114		(追加)	表2-1-9-6 <u>信越総合通信局 機材貸与</u> ※別紙14 参照	信越総合通信局から、機材貸与について地域防災計画にも掲載してほしい旨、通知があったもの。	危機対策課
12	116		表2-1-10-1_新潟市消防局現勢分布	表2-1-10-1 新潟市消防局現勢分布 ※別紙15 参照	時点修正	警防課
13	117		表2-1-10-2_新潟市消防団現勢分布	表2-1-10-2 新潟市消防団現勢分布 ※別紙16 参照	時点修正	警防課
14	149	19	表2-2-3-1 法指定された土砂災害警戒区域等 表2-3-3-1 法指定された土砂災害警戒区域等 秋葉区 田家1、3丁目 田家1 急傾斜地の崩壊	表2-2-3-1 法指定された土砂災害警戒区域等 表2-3-3-1 法指定された土砂災害警戒区域等 秋葉区 田家(削除) 田家1 急傾斜地の崩壊	新潟県による土砂災害警戒区域等の解除と指定に伴う修正	土木総務課
15	155		表2-2-4-1 避難場所等の所在地等 表2-3-4-1 避難場所等の所在地等	表2-2-4-1 避難場所等の所在地等 表2-3-4-1 避難場所等の所在地等 ※別紙17 参照	避難所の新規認定等によるため	防災課

新潟市地域防災計画〔資料編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
16	187	最後		<u>別紙2-3-2-2 表 浸水想定区域内の大規模工場</u> <u>※別紙18 参照</u>	大規模工場から水防計画の提出があったため	危機対策課
17	191	No.18		津波避難ビルに船江町住宅1号棟を追加 No.:18 種別:公共施設 施設名:船江町1号棟 所在地:船江町1丁目24番1号 避難場所等:屋上 受入可能人数(人):274	新規指定のため	東区総務課
18	192	15	日和山小学校 所在地: <u>稲荷町3511番地</u> 避難場所等: <u>校舎3階以上、屋上 夜間休日は協力者が開錠</u> 受入可能人数(人): <u>3,000</u>	日和山小学校 所在地: <u>栄町3丁目5930番地2</u> 避難場所等: <u>敷地及び校舎1階以上 夜間休日は協力者が開錠</u> 受入可能人数(人): <u>5,373</u>	日和山小学校移転に伴う住所の変更	中央区総務課
19	197	9	施設名: <u>パチンコJ-PARK寺尾台</u> 駐車場 所在地:西区寺尾台2丁目3番3号 避難場所等:駐車場 受入可能見込数: <u>8,000</u>	施設名: <u>ひらせいホームセンター寺尾台店</u> 駐車場 所在地:西区寺尾台2丁目3番3号 避難場所等:駐車場 受入可能見込数: <u>5,300</u>	パチンコ店が閉店し、ひらせいが開店し、協定先を変更したため	西区総務課

新潟市地域防災計画〔資料編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
20	201	1	<p>表3-1-2-1 防災気象情報の発表基準 1 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報</p>	<p>表3-1-2-1 特別警報・警報・注意報等の発表基準と種類 1 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の概要 特別警報・警報・注意報 大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が新潟市に発表される。また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p> <p>(表)</p>	<p>表の記載内容に併せた修正・追記</p>	<p>新潟地方气象台</p>
21	204	4	<p>5 新潟市における警報・注意報の発表基準</p>	<p>5 新潟市における警報・注意報の発表基準 ※別紙19 参照</p>	<p>大雨・洪水警報及び注意報の指数値基準への変更 に併せ修正。表の差替</p>	<p>新潟地方气象台</p>

新潟市地域防災計画〔資料編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
22	205	2	<p><参考> 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。 潮位：高潮警報・注意報の潮位は高さを示す「標高」で、「標高」の基準面は東京湾平均海面（TP）を用いている。</p>	<p><参考> <u>・大雨・洪水警報及び注意報の発表基準について：過去災害の発生履歴等に関連性が高い指数値を用いて設定されている（平成29年7月7日運用開始）。本指数値は、新潟地方気象台が災害事例等の蓄積により毎年見直しを行っている。最新の基準値は気象庁ホームページ掲載の値を確認のこと。</u> 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、<u>1km</u>四方の領域ごとに算出する。 <u>表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間降雨による浸水害の高まりを把握するための指標。降った雨が地中にしみ込まずに、地表面にどれだけ溜まっているかを示す指数。</u> 潮位：高潮警報・注意報の潮位は高さを示す「標高」で、「標高」の基準面は東京湾平均海面（TP）を用いている。</p>	<p>大雨・洪水警報及び注意報の指数値発表基準について補足解説を追記</p>	<p>新潟地方気象台</p>
23	205	15		<p><u>6 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報</u> <u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</u></p>	<p>追記 項順線下</p>	<p>新潟地方気象台</p>

新潟市地域防災計画〔資料編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
24	205	15	<p><u>6</u> 土砂災害警戒情報 新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発令する。</p>	<p><u>7</u> 土砂災害警戒情報 新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発令する。 <u>土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済み措置の内容を再度確認等する必要がある。</u></p>	大雨特別警報（土砂害）発表時の必須検討事項を追記。	新潟地方気象台
25	205	21	<p><u>7</u> 記録的短時間大雨情報</p>	<p><u>8</u> 記録的短時間大雨情報</p>	項順繰下	新潟地方気象台
26	205	23	<p><u>8</u> 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、<u>都道府県単位</u>で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、<u>都道府県単位</u>で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p>	<p><u>9</u> 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、都道府県単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、<u>上越・中越・下越・佐渡地方毎</u>に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p>	現状に併せた発表地域細分に修正	新潟地方気象台

新潟市地域防災計画〔資料編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
27	205	29	<p>9 信濃川下流・中ノ口川洪水予報及び阿賀野川洪水予報 河川の増水や<u>はん</u>濫などに対する水防活動のため、(略)</p> <p>表中の「<u>はん</u>濫」</p>	<p>9 信濃川下流・中ノ口川洪水予報及び阿賀野川洪水予報 河川の増水や<u>氾</u>濫などに対する水防活動のため、(略)</p> <p>表中の「<u>氾</u>濫」</p>	最新常用漢字表の適用による情報名称漢字変更の為	新潟地方气象台
28	207	1	<u>表3-1-2-2 気象等に関する特別警報・警報・注意報等の伝達系統図</u>	<u>表3-1-2-2 気象等に関する特別警報・警報・注意報等の伝達系統図</u> ※別紙20 参照	特別警報伝達に関する事項の明確化	新潟地方气象台
29	215~ 216		<u>表3-1-3-1 応援要請先及び応援要請の連絡先</u>	<u>(削除)</u>	応援要請先が実態と異なるため	防災課
30	219	4	名称：阿賀野川河川公園 施設管理者等：市長（東区 <u>総務課</u> ） 連絡先：025-250- <u>2720</u>	名称：阿賀野川河川公園 施設管理者等：市長（東区 <u>地域課</u> ） 連絡先：025-250- <u>2130</u>	・施設の所管課は区役所地域課	スポーツ振興課
31	219	7	名称：鳥屋野野球場 施設管理者等：市長（中央区 <u>総務課</u> ） 連絡先：025-223- <u>7064</u>	名称：鳥屋野野球場 施設管理者等：市長（中央区 <u>地域課</u> ） 連絡先：025-223- <u>7041</u>	・施設の所管課は区役所地域課	スポーツ振興課
32	219	9	名称：陸上競技場補助グラウンド 施設管理者等：市長（中央区 <u>総務課</u> ） 連絡先：025- <u>223-7064</u>	名称：陸上競技場補助 <u>競技場</u> 施設管理者等：市長（ <u>スポーツ振興課</u> ） 連絡先：025- <u>226-2591</u>	・施設名称修正(体育施設条例上の名称) ・施設の所管課はスポーツ振興課	スポーツ振興課

新潟市地域防災計画〔資料編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
33	219	10	名称：市之瀬最終処分場グラウンド 施設管理者等：市長（秋葉区総務課） 連絡先：0250-25-5470	名称：市之瀬運動広場 施設管理者等：市長（秋葉区地域課） 連絡先：0250-25-5671	・施設名称修正(体育施設条例上の名称) ・施設の所管課は区役所地域課	スポーツ振興課
34	219	13	名称：白根総合運動公園多目的広場 施設管理者等：市長（南区総務課） 連絡先：025-372-6431	名称：白根総合公園多目的広場 施設管理者等：市長（南地域課） 連絡先：025-372-6621	・施設名称修正(都市公園条例上の名称) ・施設の所管課は区役所地域課	スポーツ振興課
35	219	14	名称：小針野球場 施設管理者等：市長（西区総務課） 連絡先：025-265-7120	名称：小針野球場 施設管理者等：市長（西区地域課） 連絡先：025-264-7180	・施設の所管課は区役所地域課	スポーツ振興課
36	219	16	名称：城山運動公園サブ野球場 施設管理者等：市長（西蒲区総務課） 連絡先：0256-72-8143	名称：城山運動公園サブ野球場 施設管理者等：市長（西蒲区地域課） 連絡先：0256-72-8194	・施設の所管課は区役所地域課	スポーツ振興課
37	235		表3-1-5-10 緊急消防援助隊陸上部隊の野営可能場所 (追加)	表3-1-5-10 緊急消防援助隊陸上部隊の野営可能場所 No.: 9 名称：ハードオフ・エコスタジアム 所在地：中央区長湯570 面積：126,000㎡	追加	警防課

新潟市地域防災計画〔資料編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
38	236		3-1-5-11 表 市内の救急告示病院 (追加)	3-1-5-11 表 市内の救急告示病院 No.:11 名称： <u>新潟万代病院</u> 所在地： <u>中央区八千代2丁目2番8号</u> 連絡電話番号： <u>025-244-4700</u> 座標： <u>緯度：北緯37度54分53秒 経度：139度03分09秒</u> 防災行政無線呼出番号： <u>なし</u> 管轄消防署： <u>中央消防署</u> ※No.11に挿入したことから、以降の番号は順次繰り	平成29年1月27日に救急告示病院として認定されたため。	救急課
39	238		(追加)	<u>図3-1-10-1 地震発生時における避難所開設フロー</u> ※別紙21 参照	避難所開設基準等の見直しによるため	防災課 危機対策課
40	242 244		表3-1-17- <u>1</u> 防災船着場所在地 図3-1-17- <u>2</u> 配送システム	図3-1-17- <u>2</u> 防災船着場所在地 図3-1-17- <u>3</u> 配送システム	掲載されているものが、表ではなく、図のため。これに伴い、以降の図番号を繰り上げ。	土木総務課
41	246	14	施設名： <u>日和山小学校</u> 所在地： <u>稲荷町3511</u>	施設名： <u>日和山小学校</u> 所在地： <u>栄町3-5930-2</u>	日和山小学校移転に伴う変更	中央区総務課
42	252		<u>表3-1-21-1 市及び委託業者のごみ収集・運搬車の表全部</u>	(削除)	環境対策部で把握しておけばよい情報で、地域防災計画に掲載しなくてもよい	廃棄物対策課

新潟市地域防災計画〔資料編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
47	257		表3-1-21-6 新潟市周辺市町村等のし尿処理施設 新発田市 ・新発田クリーンアップいなほ（処理能力）98・/日	表3-1-21-4 新潟市周辺市町村等のし尿処理施設 新発田市 ・新発田クリーンアップいなほ（処理能力）95・/日	処理能力の変更	廃棄物施設課
48	265			表3-3-2-1 雪崩危険箇所 岩室地区一覧表に 『大字：金池、危険箇所名：金池（3）、種類：Ⅲ、箇所番号：341.01』 を追加	計上もれ	新潟地域振興局 地域整備部 治水課
49	269	表	新潟東警察署 025-249-0110 025-249-0110 新潟中央警察署 025-225-0110 025-225-0110 新潟北警察署 025-386-0110 025-386-0110	新潟警察署 025-249-0110 025-249-0110 新潟中央警察署 025-225-0110 025-225-0110 新潟東警察署 025-279-0110 025-279-0110 新潟北警察署 025-386-0110 025-386-0110	H29.9.1警察署再編に伴う警察署の新設と名称変更	新潟県警察本部警備部 警備第二課 中央区総務課
50	280	表	新潟東警察署 025-249-0110 025-249-0110 新潟中央警察署 025-225-0110 025-225-0110 新潟西警察署 025-260-0110 025-260-0110	新潟警察署 025-249-0110 025-249-0110 新潟中央警察署 025-225-0110 025-225-0110 新潟東警察署 025-279-0110 025-279-0110 新潟西警察署 025-260-0110 025-260-0110	H29.9.1警察署再編に伴う警察署の新設と名称変更	新潟県警察本部警備部 警備第二課 中央区総務課
51	280		表6-1-2-1 関係機関の連絡窓口（海上事故） <u>（追加）</u>	表6-1-2-1 関係機関の連絡窓口（海上事故） 日本赤十字社新潟県支部 平日昼間025-231-3121 平日夜間・休日025-231-3121	合同訓練に参加しているため	日本赤十字 新潟県支部

新潟市地域防災計画〔資料編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
52	281	表	新潟県警察本部 025-285-0110 025-285-0110 新潟北警察署 025-386-0110 025-386-0110 新潟東警察署 025-249-0110 025-249-0110 新潟中央警察署 025-225-0110 025-225-0110 新潟西警察署 025-260-0110 025-260-0110 新潟南警察署 025-373-0110 025-373-0110 秋葉警察署 0250-23-0110 0250-23-0110 江南警察署 025-382-0110 025-382-0110 西蒲警察署 0256-72-0110 0256-72-0110	新潟県警察本部 025-285-0110 025-285-0110 新潟警察署 025-249-0110 025-249-0110 新潟中央警察署 025-225-0110 025-225-0110 新潟東警察署 025-279-0110 025-279-0110 新潟西警察署 025-260-0110 025-260-0110 江南警察署 025-382-0110 025-382-0110 新潟北警察署 025-386-0110 025-386-0110 秋葉警察署 0250-23-0110 0250-23-0110 新潟南警察署 025-373-0110 025-373-0110 西蒲警察署 0256-72-0110 0256-72-0110	H29.9.1警察署再編に伴う警察署の新設と名称変更及び警察署を建制順に並べ替え	新潟県警察本部警備部警務課 中央区総務課
53	281		表6-1-3-1 関係機関の連絡窓口（航空事故） （追加）	表6-1-3-1 関係機関の連絡窓口（航空事故） 日本赤十字社新潟県支部 平日昼間025-231-3121 平日夜間・休日025-231-3121	合同訓練に参加しているため	日本赤十字新潟県支部
54	282	表	新潟東警察署 025-249-0110 025-249-0110 新潟中央警察署 025-225-0110 025-225-0110 新潟西警察署 025-260-0110 025-260-0110	新潟警察署 025-249-0110 025-249-0110 新潟中央警察署 025-225-0110 025-225-0110 新潟東警察署 025-279-0110 025-279-0110 新潟西警察署 025-260-0110 025-260-0110	H29.9.1警察署再編に伴う警察署の新設と名称変更	新潟県警察本部警備部警備第二課 中央区総務課

新潟市地域防災計画〔資料編〕修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
55	284	表	新潟県警察本部 025-285-0110 025-285-0110 新潟北警察署 025-386-0110 025-386-0110 新潟東警察署 025-249-0110 025-249-0110 新潟中央警察署 025-225-0110 025-225-0110 新潟西警察署 025-260-0110 025-260-0110 新潟南警察署 025-373-0110 025-373-0110 秋葉警察署 0250-23-0110 0250-23-0110 江南警察署 025-382-0110 025-382-0110 西蒲警察署 0256-72-0110 0256-72-0110	新潟県警察本部 025-285-0110 025-285-0110 新潟警察署 025-249-0110 025-249-0110 新潟中央警察署 025-225-0110 025-225-0110 新潟東警察署 025-279-0110 025-279-0110 新潟西警察署 025-260-0110 025-260-0110 江南警察署 025-382-0110 025-382-0110 新潟北警察署 025-386-0110 025-386-0110 秋葉警察署 0250-23-0110 0250-23-0110 新潟南警察署 025-373-0110 025-373-0110 西蒲警察署 0256-72-0110 0256-72-0110	H29.9.1警察署再編に伴う警察署の新設と名称変更及び警察署を建制順に並べ替え	新潟県警察本部警務課 中央区総務課
56	287		表6-1-8-1 市、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	表6-1-8-1 市、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 ※別紙22 参照	県地域防災計画を踏まえた内容修正	危機対策課
57	291		表6-1-8-2 用語の解説	表6-1-8-2 用語の解説 ※別紙23 参照	県地域防災計画を踏まえた内容修正	危機対策課